

# 平成26年教育委員会第11回定例会会議録

開会日時 平成26年11月14日 午前 10時00分  
閉会日時 同 上 午前 11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子  
同職務代理 塚 本 亨  
委 員 面 田 博 子  
委 員 松 本 實  
委 員 竹 高 京 子  
教育長 塩 澤 雄 一

## 議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

## 書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉 浦 容 子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉 浦 容 子 委員 塚 本 亨 委員 塩 澤 雄 一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまから、平成26年教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、塚本委員、塩澤教育長をお願いいたします。

本日は議案が5件、報告事項等が2件となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

それでは、議事日程に入ります。

議案第37号「葛飾区立中青戸小学校校舎等建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」を上程いたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思ひいます。議案第37号「葛飾区立中青戸小学校校舎等建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので本案を提出するもので、別添の契約の変更案につきまして、異議のない旨を区長に回答するものでございます。

1枚おめくりください。こちらのほうが契約変更書になってございます。「議案第64号 葛飾区立中青戸小学校校舎等建築工事請負契約の変更について」でございます。

真ん中の提案事由でございしますが、契約金額を変更する必要があるもので、本案を提出するとなつてございます。工事請負契約につきましては、真ん中の記書き以降のところにありますごらんのとおりでございます。

一番下でございます「3 変更内容」でございすけれども、背景といたしましては昨年から東日本大震災の復興工事の本格化の影響から、全国の建設工事の高騰があるところでございます。

そんなところから、平成24年度に契約をいたしました本建築工事の鉄骨やコンクリートを初めとする建築資材の高騰、また人件費にかかる労務単価の高騰が非常に著しいことから、契約条項第24条「賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更」という項目によりまして、契約の増額変更を行うものでございます。

なお、この増額変更におきまして、その増額幅が当初契約の5%を超えてしまうことから、再度議会の議決に付さなければならない契約に当たることで、本件の意見聴取の付議をお願いしているところでございます。

この中青戸小学校建設工事の当初契約金額につきましては、20億25万円でございました。契約の締結日は平成24年10月18日で、工期は平成27年3月16日までとなっております。

これまでの間、実は2回の契約変更をしております、平成26年5月26日に7,392万3,000

円の増額をしてございます。こちらのほうの内容は、冒頭で触れさせていただいたとおり、建設資材、人件費の高騰に対応するもので、国土交通省を初めとした建設業界の用語で「全体スライド」という言い方をしている内容でございます。

続きまして、平成26年10月1日に第2回目、1,273万3,000円増額の変更をしてございます。こちらのほうは内容が2点ございまして、既存校舎の解体工事において発見されたアスベスト含有材の撤去工事、また2点目として屋上のアスファルト防水施工において、煙や臭気のない工法に変更するなど安全性の確保や近隣住民対策を図ってきた工事工法の変更によって生じた建設契約金の変更がございました。

これらのことによって、お手元の資料の3(1)にございます変更前契約金額というふうに書いてございます20億8,690万6,824円というところが変更前契約金額となっているところでございます。

続きまして、ここの(2)にございます変更後契約金額21億1,809万8,952円に増額されている部分でございますけれども、先ほどの全体スライドによって建築資材、人件費の高騰に対応した平成26年4月1日の基準日から、かなり物価の変動等の高騰がある部分につきまして、今回3,119万2,000円を加算するという契約変更をするものでございます。

今回のものは、社会状況といたしまして建設業界の物価の高騰や当初予定していなかった安全性の向上、近隣住民への対応といった内容で必要な契約の変更を行ったものでございますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

説明は以上になります。

**○委員長** ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

塚本委員。

**○塚本委員** ご提案の趣旨は十分理解できました。そして、この資料でいただきました専決事項として2回ほど変更していただき、なおかつ当初予算に対して5%を超えてしまうということと議決を要するというご説明ですが、まず本契約にさかのぼってなのですが、そういった付帯事項が、工事着手の際に不測の事態云々という項目が必ず契約書上にあると思うのですが、それを担保してのご提案という理解でよろしいでしょうか。

**○委員長** 教育計画推進担当課長。

**○教育計画推進担当課長** おっしゃっていただきましたように、請負業者であるところの金子・小松・川澄建設共同企業体と契約しております契約条項のほうの第24条のほうに、今回お話しさせていただいております「賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更」という項目がございまして、それに基づきまして発注者である区と、請負者である金子工務店などの共同企業体お互いに協議をしながら、今回の契約の変更に至ったというものでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 37 号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 37 号「葛飾区立中青戸小学校校舎等建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 38 号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」につきまして上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第 38 号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

本工事につきましても、議案第 37 号にありました「中青戸小学校校舎等契約工事請負契約の変更に関する意見聴取」と同様、昨年からの東日本大震災の復興工事の本格化の影響から全国の建築工事の高騰があることから、平成 24 年度に契約をしました水元体育館建築工事の鉄筋・鉄骨やコンクリートを初めとする資材の高騰状況、人件費である労務価格の高騰が著しいことから、契約条項第 24 条、賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更により、契約の増額変更を行うものでございます。

なお、この増額変更においても、その増額幅が当初の契約の 5% を超えてしまうことから、再度議会の議決を付さなければならない契約に当たることから、本件の意見聴取の付議をお願いするところでございます。

この水元体育館建築工事の当初契約は 29 億 2,740 万円でございます。これもまた、間に 2 回の契約変更をしております。ちょっと資料がついておりませんが、平成 25 年 8 月 20 日に 1 億 8,629 万 1,000 円の増額をしております。これは、工事現場内においてダイオキシンの類を含む廃棄物や鉛や燃え殻を含む廃棄物が確認され、その廃棄物についての処分等に対応したものでございます。

続きまして、第 2 回目。平成 26 年 6 月 16 日、1 億 4,950 万 4,400 円の増額をしております。これは、第 1 回目同様に廃棄物処理の追加の費用として対応したものでございます。

今回が 3 回目の契約変更となりまして、1 億 9,301 万 900 円の増額をしております。お手元の資料の裏面になりますけれども、変更内容の変更前契約金額の 32 億 6,319 万 5,400 円から変更後契約金額の 34 億 5,620 万 6,383 円に増額されております。

この変更理由につきましても、冒頭お話をしましたように、建設資材、人件費の高騰に対応した契約変更をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 38 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 38 号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 39 号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。  
生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案等第 39 号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、水元体育館の改築及び小菅西公園フットサル場の新設をするほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

資料を 2 枚おめくりください。葛飾区体育施設条例施行規則（改正部分抜粋）新旧対照表でございます。今回の改正部分にはそれぞれ下線が引いてございます。改正部分につきまして、かいつまんでご説明をいたします。

まず、新旧対照表の 1 ページをごらんください。第 2 条、一般開放の葛飾区水元体育館を毎週火曜日及び木曜日の部分につきまして、現在無料の一般開放を行っておるところですけれども、新しい体育館のほうでは現在の奥戸の総合スポーツセンターと同様に、有料の個人利用を行うものでございますので、一般開放から削除をしている状況でございます。

次に、第 6 条、貸し切り使用の申請の部分について。水元体育館に新たな施設として、地域交流ホール A・B・C が設けられますので、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める方法により申請しなければならないということで、ここも改正をしております。

次に 1 枚おめくりいただきまして、2 ページの別表第 2 第 3 条関係の中ほどをごらんください。今回、小菅西公園にフットサル場が設けられることから、表にございます堀切橋フットサル場の施設名が「フットサル場」となっているため、新設のフットサル場と区別をするために、小菅西公園のフットサル場を「小菅フットサル場」、堀切橋フットサル場を「堀切フットサル場」に名称を改めるとともに、小菅フットサル場の開館、開場の期間及び使用時間を追記するものでございます。

次に、3 ページの上の表にありますけれども、小菅西公園フットサル場に駐車場が設けられますので、駐車場の開場の期間及び使用時間を追記するものでございます。

最後に 4 ページ目をごらんください。別表第 4、第 17 条関係の部分ですけれども、回数券の

使用できる施設及び駐車場に関することとなりますけれども、今まで水元体育館は先ほどお話ししましたように一般開放、無料で開放しておりました関係で、体育館及び武道館についてはこの別表第4に記載がありませんでしたけれども、新水元体育館では個人利用を行うために、メインアリーナ、サブアリーナ、第1武道場、第2武道場、個人利用を行いますので、これを追記するものでございます。

なお、この規則につきましては、平成28年3月1日から施行いたしますが、第6条の改正規定につきましては平成27年12月1日、そして別表第2の改正規定につきましては平成28年2月1日、別表第1の改正規定につきましては平成28年4月1日から施行することとしております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

面田委員。

**○面田委員** 教えていただきたいのですが、一番初めに書いてありました新旧対照表第1条と第2条、つまり一般開放のことです。水元体育館なのですが、今は火曜木曜にあったのが、今度は奥戸のスポーツセンターと同じように、一般開放日をつくらないと、そういう話ですね。

**○委員長** 生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** はい。一般開放日を削除しました。

**○委員長** 面田委員

**○面田委員** 区民はそれで困ることはないのかどうか。実際に水元体育館で火曜、木曜日に区民がどういうふうに使っていらして、それがなくなったとしたならば、困ることはないのかという思いがあるのですけれども、そこらあたりの説明をお願いいたします。

**○委員長** 生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 面田委員がおっしゃられましたように、今まで無料で一般開放されていた部分ですが、現在利用されている方にご不便、または無料で今後も使わせてほしいというご意見等があるかというところです。まずは体育協会。ここは卓球であるとかバトミントンであるとか、一般開放で体育協会を通じて指導者を派遣していただいているところでございます。

現在、ここを利用している方というのが、まず大半、半分くらいが隣の三郷市から来ている方が非常に多いということを聞いておまして、逆に利用者のほうからもそこは制限してほしいというのもございます。奥戸の総合スポーツセンターと同様に、この新しい体育館が一般利用できるに当たって、そのような方策をしたほうがよろしいのではないかというご意見もいただいております。また、実際に地域の水元地区、西水元地区の町会長会議のほうにも出かけていきまして、このことをご説明いたしまして、了承は得ているところでございます。

ですから、面田委員がご心配されている部分については、私どもとしてはクリアされているかなというふうに思っているところでございます。

○委員長 面田委員。

○面田委員 わかりました。三郷市はすぐ隣ですからね。

例えばオール水元などが使っていますね。それは個人じゃないから、これには該当しないということなのですかね。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 オール水元スポーツクラブにつきましては、当然会員になりまして、費用を払ってやっておりますので、オール水元スポーツクラブで卓球の教室等が行われる場合については、毎回毎回お金を払うという形ではなく、水元スポーツクラブのプログラムとして、ここはご使用いただけるということになります。

○委員長 面田委員。

○面田委員 ということは、一般開放に関しては特に問題ないだろうということですね。よくわかりました。そういうふうになるということ、ぜひ使っていच्छる方には早いうちから周知していただいて、平成28年3月には混乱がないようにお願いしたいと思います。

○生涯スポーツ課長 了解いたしました。

○委員長 ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 済みません。今の面田委員の質問からの流れで。三郷のほうの方を制限するのであれば、区民の方が費用とかの負荷が軽減されるような措置はとられていच्छるのでしょうか。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 竹高委員から区民の方へのサービスと申しますか、そういった部分ですけれども、現在の奥戸については個人利用ということでお金もいただいておりますので、この際というか、新しい水元体育館ができた折には、区民がどこの施設を使っても個人利用で同じ料金でやっていただくと。

また、三郷の方が来ても当然、区民の方と同じように使ってはいただけます。

○竹高委員 区民優先とかはないのですか。

○生涯スポーツ課長 済みません。金額についての差は今のところ減額するとか、そういったものはちょっと考えておりません。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 済みません。今の時点でそれはお考えになられていないということなのですけれども、区民の方をもう少し安くするという形であったりとか、子どもたちはもっと安くするで

あったりとか、そういう形があってもよろしいのではないかと感じますので、どうぞ参考までに考えていただければと思います。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 課長より、また各委員の話を伺って、この落成を待っての本議案の提案だと思います。平成28年3月1日の施行とあります。ですから、そういった意味ではぜひ広報活動に違った視点で、区民の方が読んでどういうふうアクセスしたらいいのだろうかとか、特別なルートで優先的にという誤解を招いてもいけませんので。あとは行政という立場で、広く区民の浄財から成り立ってくる施設でございますので。三郷の方はだめよとは言いませんけれども、広く、もっと区民が救済できるような広報活動に努めていただくことが肝要かと思います。使用料に関しましては、少し難しい点であると思っておりますが、努力義務の方向として、またそういう議論の場が設けられればという感想を持ちました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。三郷市というのは卓球が盛んだということは、よく存じあげております。ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。議案第39号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第39号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第40号「葛飾区体育施設の使用区分等の承認について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 では、議案等第40号「葛飾区体育施設の使用区分等の承認について」、ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、葛飾区体育施設条例第3条の2に規定する指定管理者より、葛飾区体育施設の仕様区分等の承認申請があったため、承認をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

先ほど、第39号で「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」の説明をしましたが、この改正があったことも影響いたしまして、2枚おめくりいただきますと、葛飾区体育施設指定管理者である住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体のほうから記書き以下①から⑦の部分になりますけれども、①であれば葛飾区体育施設条例施行規則第1条第2項、各施設の使用区分についての基準。体育施設の備えつけ器具を、貸し切りのほうで使用する場合、各施設について、日または時間を単位として、あらかじめ葛飾区教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるというふうな規定になっております。

以下の⑦まで全ての規定について、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に

定めるといふことで、今回①から⑦までのこの申請について、ここで承認をいただきたいという旨が提案の理由でございます。

1枚おめくりいただきますと、別紙1がございます。①に係る別紙1、別紙2になりますけれども、別紙1のほうでは各施設での貸し切り使用、個人使用、または使用の日、あと時間単位ということ、この内容で使用区分の基準を諮りたい。また、もう1枚おめくりいただきますと、別紙2に各施設ごとに白枠のところは個人利用、黒い枠のところは貸し切り使用ということで、この内容で行っていきたいというところの提案でございます。

また、もう1枚おめくりいただきますと、水元体育館の施設料金。現在は一般開放というところで行っておりますので、黒い枠の部分が一般開放日。あと、その白い枠の部分が貸し切りの区分という形でやっておるところでございます。

次のページの部分ですけれども、別紙4につきましては、規則における組織の様式が1から15までございまして、第6条の第1項であれば、次のページの体育施設使用申請書。各施設ごとに申請書がございまして、第15の第23条の第2項の分までここに記しております。

詳細については後ほどごらんいただければと思いますけれども、今回の水元体育館及び小菅西公園のフットサル場が今後できるというところの部分と、現在ご使用いただいている部分の条例施行規則の一部を改正することによって、指定管理者のほうからこの部分の承認をしてほしいということが上がってきたもので、ここに提出したものでございますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

私のご説明は以上でございます。

**○委員長** ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

面田委員。

**○面田委員** 少年少女団体に対しては免除がかなりありますね。それは非常にいいことだと思います。大人のクラブとか大人の団体ではなくて、子どもたちの体力向上のためにもこういった免除は良い後押しだと思います。

それで、他に少年少女団体に対する利用の優先など、もしありましたら教えてください。

**○委員長** 生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** まず、各施設の優先的にとれるという優先順位です。1位から5位というのは指定管理者のほうで設けておりまして、当然、後で私どももその優先順位についての決める事にはかかわるわけですけれども、第一の優先順位としては、まず区や教育委員会で行う体育大会であるとか、区と連名で行う大会であるとか、また、学校で陸上競技大会をやるとか、そういったものが1位でございます。優先順位2位のものについては、各41連盟が体育協会にございますけれども、その連盟が主催する大会についてのものがございます。第3位が都レベ

ルの大会を行うといった場合でございます。第4位については、大きい団体が大会を行いたい。例えば私立の学校が、陸上競技場は高校の体育祭で使うのですけれども、あらかじめ、かなり前から予定を立てないと、学校行事として諮れないということで第4位です。学校のそういったものでやる場合。あと、その他の民間の方が大きい大会をやりたいといった場合には第5位でやっています。

ちょっと話が長くなりましたけれども、少年少女の団体が使うといった場合は、当然大きい大会であれば優先となりますけれども、練習とかそういったものについては、無料ではできるけれども、一応は抽選という形です。

○面田委員 そこに優先はないのですね。なるほど、わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 指定管理者が体育施設等の仕様区分等の承認について、この案を出してきたわけでありまして、昨年まで、今までやっていたことに対して変えてほしいという声はあったのかないのかというのが一つと、今回出てきたものは今までのものと変わったところがあるのかないのかだけお聞きしたいと思います。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今、松本委員がおっしゃられました件については、変えてほしいとか、昨年と今回で変わっているのかといえば、変わっているところはありません。今回、改正に基づいてそのまま議論していただきたいという旨の提出でございましたので、何ら変わっているところはありません。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

お聞きします。体育施設の使用区分等の承認申請という議案ですが、私が委員になってから初めてと記憶しています。過去に委員会のほうにこの申請の書類が指定管理者から提出されたことはあるのでしょうか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 委員長がおっしゃられました件につきましては、はっきり言わせて、今回、こういうふうにお出ししたのは初めてでございます。というのは、公社時代からこのような形で申請等を受け付けておりまして、それを指定管理者になりましても引き続きやっていたのが現状でございます。

今回、まさに条例・規則の改正というところで、いま一度書類等を検証しましたところ、これは教育委員会の中で諮らなければいけないということで、申しわけないのですけれども、今回お出しをさせていただいたというのが現状でございます。

○委員長 今回、この資料につきましては、本日机上配付をしていただきましたので、丁寧に

読む時間はございませんでした。ですから、次回まではもっと深く勉強させていただきたいと思っております。現在、葛飾区の人口もふえており、マンションも多く建設されております。そういった中での高齢化、定年後社会の中や地域の中で活躍している人もふえております。こういうスポーツ施設を利用する方も多くなってきております。ただ、初めて利用する方にとってはわかりにくいと思う方もいらっしゃると思っております。

ですから、今回のように規定をしっかりとすることはとてもいいことだと思っておりますし、規定された事や利用について、区民にわかりやすいように、しっかり周知していただきたいのです。優先的に利用できる方法や利用料金など、初めて利用する方には特に必要だと思っております。現在、どのように周知していらっしゃるのか、説明していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 委員長がおっしゃられましたように、継続して使われる方はわかっているけれども、新たに、例えば新しい区民になられた方がスポーツ施設を使うときに、非常にわかりづらいと、どういうふうに使えばいいのかということがあるということですので、これにつきましては、毎月発行しております『スポーツかつしか』の中でスポーツ施設をお使いくださいというところで、こういう形で利用ができますよというご案内を流していきたいなと思っております。また、ホームページ等を活用してその辺の委員長が心配されている部分をぜひクリアしていきたいと思っております。

○委員長 くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

面田委員。

○面田委員 区民の方々にそういう形で周知するということですので、お願いなのですが、読んでわかるという言い方は失礼なのですけれども、使う者にとってわかりやすい工夫をさせていただきたいのですね。表とかそういうものを出されるとわからない方があるかもしれませんので、ぜひ一工夫をしていただければと思います。以上です。

○委員長 同感ですというお声が多いですが、皆さん、ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第40号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第40号「葛飾区体育施設の使用区分等の承認について」につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第41号「葛飾区教育委員会委員長の選出について」を上程いたします。

議案説明をお願いいたします。庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第41号「葛飾区教育委員会委員長の選出について」でございます。

提案理由でございますが、杉浦委員長の委員長としての任期が11月23日をもって満了になることに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に基づき、新委員長の選出をするため、葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定により選挙を行うため、本案を提出するものでございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまから新委員長選出の選挙を行います。なお、この選挙は葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、単記無記名投票とし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○委員長 それでは、投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

○委員長 それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 それでは、開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 投票の結果についてご報告いたします。

投票総数6票、有効投票数6票、そのうち塚本委員が6票でございました。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、塚本委員が委員長に選出されました。

なお、任期は平成26年11月24日から平成27年11月23日までとなります。

庶務課長。

○庶務課長 ただいま、現委員長職務代理者の塚本委員が委員長に選出されたことにより、委員長職務代理者を新たに選出する必要が生じたので、議案第42号として「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を提出したいと思います。

○委員長 庶務課長から議案の提出がございましたので、議案第42号として、「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を本日の議事日程に追加し、本件を上程いたします。

事務局の皆様、議案の配付をお願いいたします。

(議案配付)

○委員長 議案の説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 11月24日に現委員長職務代理者の塚本委員が新委員長に就任することにより、委員長職務代理者が不在になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に基づき、新たな委員長職務代理者の指定をするため、葛飾区教育委員会会議規則第7条

の規定により、選挙を行うためのものがございます。以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、ただいまから新委員長職務代理者を指定する選挙を行います。なお、この選挙は葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、単記無記名投票とし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

事務局の皆様、投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○委員長 投票箱を確認してください。

(投票箱確認)

○委員長 それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 それでは、開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 投票の結果を報告いたします。

投票総数6票、有効投票数6票、そのうち面田委員が6票でございました。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、面田委員が委員長職務代理者に指定されました。なお、指定は平成26年11月24日からになります。

これをもちまして、委員長職務代理者を指定する選挙を終了いたします。

以上で議案等の審議は終了いたしました。次に報告事項等に入ります。

報告事項等1「平成26年度葛飾区読書感想文コンクールの結果について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から平成26年度葛飾区読書感想文コンクールの結果につきましてご報告をさせていただきます。こちらの葛飾区読書感想文コンクールでございますけれども、平成17年度から実施をしているコンクールでございます。

資料のほうにございますが、応募状況でございます。今年度、小学校は1万6,898点の応募がございました。そして、中学校につきましては5,364点の応募がございました。昨年度と比べまして、小学校では579点の増、そして中学校につきましても382点の増という状況でございました。

私も過去のデータで3年間のものを見てまいりましたが、小学校低学年の部、中学年の部、高学年の部、さらには中学生の部につきましてもこの3年間は年々増加をしている状況でございます。特に中学校はここ5年間の中で見ますと、一番多い応募状況という状況でございます。

応募コースでございます。小学校は保田しおさい学校を除きます 49 校、そして、中学校につきましては、昨年度は全校となっておりますが、今年度は全校からの応募がございました。

そして、それぞれの応募した作品の中から、各学校で担当をしております教員によりまして、第一次審査を行いました。そして小学校は 290 点、中学校は 67 点が学校代表作品として推薦を受けまして、葛飾区の小学校教育研究会、さらには葛飾区の中学校教育研究会の図書部員の教員による選定委員会で第二次審査を行いまして、そちらの部門別入賞作品を決定させていただいたところでございます。

小学校につきましては 18 点、中学校では 10 点が入賞となっております。

それでは、少しご紹介をさせていただきます。部門別入賞作品でございます。小学校低学年の部につきましては、最優秀賞、奥戸小学校 2 年の的場詩歩さんでございます。感想文の題名は『ぼくは海になった』を読んで」となっております。そのほか、優秀賞といたしましては金町小学校の上野楽喜井さん、そして川端小学校の山下穂さんが優秀賞となっております。さらに佳作が 3 名となっております。

小学校中学年の部でございます。最優秀小は西小菅小学校 4 年の南咲良さん、感想文の題名は「自分のココロ」でございます。優秀賞は白鳥小学校、佐藤瑞姫さん、西亀有小学校、板橋海翔さんとなっております。なお、佳作につきましては 3 名となっております。

小学校高学年の部でございます。最優秀賞は西小菅小学校 5 年、松村歩美さん、感想文の題名は『ふたり』の未来」でございます。優秀賞は末広小学校 6 年、竹内健人さん、さらには小松南小学校 6 年の大久保百花さんが優秀賞となっております。佳作は 3 名ございました。

続きまして、中学生の部でございます。最優秀賞は立石中学校 1 年、蔭山晴菜さん、感想文の題名は「青い鳥を読んで」でございます。優秀賞は 3 名でございます。亀有中学校 1 年、大町彩菜さん、同じく亀有中学校 2 年の出水万結さん、そして一之台中学校、黒沢覚洋さんが優秀賞となっております。佳作につきましては 6 点ございました。

今、ご紹介いたしましたすぐれた作品を青少年読書感想文全国コンクール東京都地方審査へ推薦をしております。また、28 名の名前をこちらに載せてございますけれども、最優秀賞、優秀賞、佳作につきましては、『広報かつしか』の 12 月 5 日号に学校名、名前等を掲載してまいります。なお、表彰式を行います。竹高教育委員にご出席をいただきまして、最優秀賞、さらには優秀賞の児童・生徒に対しまして、12 月 2 日に表彰式を行わせていただきます。

この葛飾区読書感想文コンクールは来年度以降もまた続けてまいります、子どもたちに読書の楽しみ、さらには感想文の書き方等を指導するとともに、今後も多くの子どもたちが応募するように、各学校に対して助言をしてみたいと思っております。

この後でございますが、毎年最優秀賞の中から、実際に読書感想文を紹介させていただいて

おります。昨年度は低学年の部から紹介をさせていただきましたので、今年度は中学校の最優秀賞のところから、光山統括から「青い鳥を読んで」の感想文をご披露させていただきます。よろしく願いいたします。

○統括指導主事 では、読ませていただきます。

「青い鳥を読んで」。立石中学校1年、蔭山晴菜。

人生で大切なことは何だろう。私はこの本を読んで改めて考えました。この物語は国語の先生なのに、言葉がつかかえてうまく話せない吃音という病気を抱えた中学非常勤講師の村内先生がいろいろな思いを抱えた生徒たちと向き合うお話です。

村内先生は生徒にそっと寄り添い、心にしみる言葉を投げかけて元気づけていきます。その中でも、私が特に心に残っている生徒がいます。場面によって黙り込んでしまう場面緘黙症という病気を抱えている中学3年生の女子生徒、千葉知子さんです。言葉を発さないかわりにいつもポケットに手を入れてハンカチを握りしめています。そうすることで心を落ちつかせて、自分自身をコントロールしているのです。

私は、このような病気があることを知りませんでした。知子はふだんのような気持ちで学校生活を送っていたのだろう。きっと不安で、不安で仕方がないのだろう。私はとても心配になりました。知子は指の力を緩めてハンカチから手を離すと、心まで一緒に体から離れてしまいそうな気がするということです。私は今すぐにでも知子がいるところへ駆け寄ってあげたくなりました。でも、もし、知子のような子がクラスにいたとしたら、正直どうやって接したらよいかかわからないと思いました。見守ることはできても、実際に何か行動に移すことは難しいと思います。でも、クラスメイトのマスミは手探りでハンカチを握りしめている知子を見て、「ポケットって大事だよ。ドラえもんだって、ポケットがなかったらただのデブ猫ロボットじゃん」と言います。それから、知子の表情を読み取って、会話をどんどん進めていきます。そんなマスミのようにほかのクラスメイトと同じように明るく接してくれる人たちの優しい気遣いや思いを知子は痛いほど感じていたのではないのでしょうか。そんな思いもハンカチに閉じ込めていたのでしょう。

ある日、知子は村内先生と2人きりの時間ができました。村内先生を見て知子が改めて感じたことがありました。話すときはいつもどもっているし、焦ってしゃべろうとして言葉が突っかえたらみんなには「村内病」と言われているし、子どものころからずっとそうだったのか、死にたいとか、もう学校に行きたくないとか、今まで思わなかったのかと。そう思った知子は聞きました。「先生、何で先生になったんですか」と。私は知子と同じ気持ちでした。人と余りしゃべらずに済む仕事はほかに幾らでもあるのに、何で学校の先生という職業を選んだのか。ましてや国語の先生です。私も答えを知りたくなりました。「俺みたいな先生が必要な生徒もいるから、先生にはいろいろな先生がいたほうがいいんだ。生徒にもいろいろな生徒がいるんだ

から」。村内先生はそう答えました。私は、村内先生が自身の吃音という病気や知子の場面緘黙症も個性として受けとめているのではないかと思いました。

でも、自分のように思いをうまく言葉にはできなくて、ひとりぼっちでつらい思いをしている人がいる。そんな人たちの心にそっと寄り添い力になりたいという思いが村内先生の答えからわかったような気がしました。卒業式が近づき、名前を呼ぶ練習をする村内先生が、うまく言えずに悔しそうにため息をついたという場面で、私は、先生は強い人だと思いました。失敗しても何度も何度もつかえてしまっても、生徒1人ずつ顔を見て丁寧に名前を読んでいたのです。先生の本当に伝えたいことがあるなら、どんなに失敗しても、自分で伝えなくてはいけないという強いメッセージと、知子を心から応援する優しい気持ちが伝わってきて、胸が熱くなりました。きっと知子にもその思いは伝わっていたのでしょう。知子は村内先生に会えて本当によかったと思いました。私は2人の間に言葉よりも大切なものが見えた気がしました。

ともに日々を過ごしていく中で、つらいこともあるでしょう。でも、そんなときそっと寄り添い勇気づけてくれる人がいることで、どんなに心が強くなれることでしょう。そして、自分の気持ちに素直になることで人と人との間に優しく穏やかな時間が流れ、信頼関係が生まれるのではないのでしょうか。私も村内先生に出会ってみたいと思いました。そして、もう一度考えてみました。人生で大切なことは何だろうと。人は1人では生きていけません。私は相手を思いやり、わかり合うことだと考えました。いつかまた、この本を読んで考えてみたいと思っています。本当に大切なことは何かを。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

塚本委員。

○塚本委員 すばらしい朗読をありがとうございました。先ほど室長のほうから、総数、各年次別で増加傾向にあると。ただ、把握が、実数は結構なのですが、全小中の対象児童・生徒の何%ぐらいが、この応募なさったのかだけですが、アバウトな数字でよろしいのですが、教えていただければと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 全生徒・児童数のパーセントということでございますが、大体の数で申し上げさせていただきます。ほぼ、小学生が約2万名と考えております。その中でまいりますと1万6,000名です。そうなりますと、8割以上の子どもが応募しているということでございます。中学校につきましてはほぼ9,000名と考えておりますので、そう考えてまいりますと、約6割の子どもたちの参加というふうに考えております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんか。

面田委員。

○面田委員 中学1年生の最優秀賞の感想文を聞かせていただきました。文章の構成、初めと、一番まとめのところの構成が良かったですね。それから使っている言葉、「心にしみる言葉」とか、「ハンカチに閉じ込めていた」とか、「答えを知りたくなかった」とかという、その言葉の使い方をみますと、やはりこのお子さんはよく本を読んでいるのだらうなという思いをさらに強めました。授業以外のところでの積み重ねによって得るものがたくさんあるということ、改めてここで教えてもらったような気がいたします。8割以上、6割以上の応募があるということですので、ぜひ進めていただいて、読書を通して子どもたちが表現力や語彙力、あるいは深く考える力をつけていくことを期待したいと思います。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんか。

小学校高学年と中学年の部で西小菅小学校が最優秀賞。学校応援団はもちろんですが、地域がとても学校に対して応援している。ボランティアの読み聞かせなど、読書に関しましても、活発に活動して、各学年、全学年に読書、読み聞かせをしていると聞きます。また、のびのびプランを上手に使っているとも伺いました。優秀な先生はどこの学校にもおいでになると思いますが、西小菅小学校の国語教科に優秀な先生がいらして、しっかり丁寧に後輩の先生方に国語に関することに教えてくださっているということも聞いております。そういった総合力で今回最優秀賞に輝いたと思えました。子どもさんも保護者も立派だと思えますが、やはり、先生方が一生懸命指導して下さり、学校、また地域、保護者の応援があって、このような結果となったと思うのですが、中学校とか、他の小学校で、何か特筆すべきことがありましたら、教えていただきたいと思えます。

指導室長。

○指導室長 委員長のほうでお話をいただいたことが、どの学校でも一番大きな要素であると思っております。やはり、子どもたちがみずから読む環境というところが整っていると。そういう意味では、葛飾区は各学校が推薦図書というものをつくっておきまして、子どもたちは読める環境になっておると思っております。

それから、当然、保護者の方の読み聞かせ、なかなか中学校は難しい状況であるというふうには思っておりますけれども、中学校のほうでも各校努力をしていただいていると聞いております。

それから、区では図書館支援指導員の方も全校配置をさせていただいておりますので、やはりその方たちのお力も大きいかなと思っております。

今、西小菅小学校のお話が出ましたけれども、やはり、その学校が1年生から読むという環境が整っている。そうすると、お兄さん、お姉さんたちが読んでいる姿を見れば、おのずと小

さい子たちもそれから学んでいく。やはり子どもたち同士の学び、そういう環境は、私は大事だと思っております。今、教育委員会としては、教育長が推薦する「かつしかっ子ブック」というのを小1と中1にということで予算を立てているところでございますけれども、やはりますます葛飾区の子どもたちが、先ほど面田委員がおっしゃいました、授業以外でも子どもたちは得ることが大きいということもありますので、この読書については、今後また推進をしてまいりたいと考えております。

**○委員長** 先ほど優秀賞の中学生の感想文を朗読していただきましたが、本当に心が温かくなり、子どもたちがこのように成長しているのだということを強く感じさせていただきました。

話が議題から外れますが、先日の葛飾教育の日は、東綾瀬小学校に行かせていただきました。展示会がひらかれていました。そこで2年生の書写の作品だと思いますが、全員の作品の字が、とても見事でした。近くにいた先生にお聞きしました所、2年生のクラスの先生が漢字の書き方にすごく力を入れているということをお聞きしました。読書だけでなく、各学校いろいろな角度で先生が頑張ってくださっているということを感じました。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**○委員長** それでは、報告事項等1を終了いたします。

次に、報告事項等2「平成26年度葛飾区少年の主張大会予選会の結果及び本大会の日程について」ご説明をお願いいたします。

地域教育課長。

**○地域教育課長** それでは、少年の主張大会予選会の結果及び本大会についてご報告をいたします。この少年の主張大会は、昭和60年から実施しておりまして、今年で30回目になるものでございます。1の本大会の日程でございます。11月22日、来週の土曜日になりますけれども、午後0時30分から、会場は昨年同様、シンフォニーヒルズのアイリスホールで開催いたします。

出場者でございます。各予選会場の入賞者、2番の出場者の表にございますとおり、小学生の部で18人、中学生の部で6人の受賞ということになってございます。この参加者の氏名、学校、主張の題名は表のとおりとなっております。当日、会場で子どもたちが元気に発表していただけるものと考えておりますので、ご報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等2を終了いたします。ここで教育委員の皆様より発言がございましたら、よろしく願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 感想といたしますか、きのう、おとといと小学校の連合音楽会を見させていただいたのですけれども、本当に心にしみ渡るような小学生の歌声と合奏と本当に感動させていただきました。多分、校長会のほうでも、きちんと皆さんで統一見解だとは思いますが、2年に1回小学校は連合音楽会に参加することができて、各校が、多分5年生を限定で出すというふうに決めてしまうと、2年に1回ですと、あのシンフォニーヒルズの舞台に立てない子どもたちがいるという形ができ上がってしまって、そこは大丈夫なのかなというところが心配だったので、きょう一言言わせていただこうかと思ったのです。

葛飾区でシンフォニーヒルズの舞台に立つというのは、他区に比べて、葛飾区の子どもたちは音楽に対して素晴らしい環境下にあるのではないかと保護者として私は思います。あの舞台に立つのは、一生に1回きりの子どもいるでしょうし、それが素晴らしいと感動して中学でまた吹奏楽に入ったりして、音楽にずっと一生をとともにするという子どももいると思うのですけれども、あそこで同じ学年の子どもたちと力を合わせて音をつくれるという幸せな経験をぜひ、小学生時代にさせてあげたいなと感じたので、学年限定ではなくて、この学年の生徒はことし参加できなかったから、では、6年生で参加させようとか、来年は参加できないから、5年生で参加させてあげようとか、そういう形で工夫していただいて、必ず参加できる状況にあるといいと思いましたので、一言。

○委員長 ありがとうございます。4年、5年、6年で出ている学校もありましたね。

竹高委員。

○竹高委員 保田しおさい学校とかは3年、4年、5年、6年で出ていましたし、4年、5年で出ているところもございました。

○委員長 そのことに関しまして、室長さんのほうから何かご説明はございますか。

指導室長。

○指導室長 確かに子どもたちは、素晴らしい会場で力を発揮できるというのは、すごくいい経験になると思っております。その辺、また校長会とも話しながら、できるだけ学校のほうで、そういう裁量の中で行えるようにはしてまいりたいと考えています。

○委員長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 お伺いして、小学校の音楽部長のワタナベ校長先生とその件でお話しをさせていただきました。それで、小学校の文化的な行事で展覧会、音楽会、学芸会と回しているそれに合わせてなるべくいいものを出していきたいというようなことで、3年生を出している小学校もありましたけれども、各学校工夫しているということでございましたので、なるべく

く、全員があそこへ立てるということも改めて音楽部長のほうには伝えていきたいと思います。  
ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

竹高委員。

○竹高委員 追加で一言。2日間連続で見せていただいて、各音楽の先生、引率の担任の先生、本当にご苦労なさっているなと感じました。やはり先生方の熱意を子どもたちが感じて、それをそのまま舞台の上で発揮している姿というのが、とてもすばらしくて、指揮をなさる先生の姿に子どもたちが本当についていっているという、心が通じているなという形がとても見えて、本当に動いていただいた運営の方を含めまして、当日引率なさった先生方、指導なさった先生方に感謝申し上げたいと思いました。

○委員長 ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

面田委員。

○面田委員 先日開催されました、かつしかっ子宣言シンポジウムに参加させていただきました。理科大のホールというのも、非常にシンポジウムにはふさわしい会場だと、そのように思いました。

各学校が実践していることの報告もとても堂々として、よかったですけれども、私が一番心に残りましたのは、シンポジウムの後、司会の小林先生が、会場の子どもたちに何か意見はありませんかと聞いたときに、手を挙げて、あの中で発言をする子どもたちの姿に、私は本当に心を打たれました。自分自身の考えをきちんと持っているとか、あるいは自分の考えを発言するということは、大人であってもあの会場の広さの中、なかなかちゅうちょすることもあると思うのです。たしか狙いは、子どもたちに自信や誇りを持って、そして、本当のかつしかっ子になってもらいたいという願いでやっているわけで、その一つのあらわれであるし、それからそういうことがずっと継続されていってほしいし、多分引率した先生方もその辺は感動したのではないかと思いますので、きっといいほうにこれが各現場で生かされていくと思いました。毎年こういう形で続けていかれることが大事だと思いましたので、感想を述べさせていただきました。

聞くところによりますと、いざ始めるといいうときに電源が落ちたのですか。本当にそういうハプニングというのはいつ起こるかわからないのだけれども、そのハプニングをうまく対応していただいて、何の支障もなくシンポジウムが終わったことに関しては、本当にありがたく感謝を申し上げたいと思います。大変だったことでしょう。ありがとうございました。

○委員長 大変だったと思います。ありがとうございました。

○竹高委員 会場の方はトラブルについては何も感じられず、すばらしいシンポジウムでした

ね。

○面田委員 それがすごいことだと思います。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 では続いて、「その他」の事項に入らせていただきます。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「その他」3件につきまして説明させていただきます。まず、1の資料配付ですけれども、今回はございません。続きまして、2の出席依頼でございます。一覧のほうをごらんください。まず、12月2日の読書感想文コンクール表彰式ですが、こちらは日程を変更させていただきましたが、出席者については竹高委員の出席で変更はございません。続きまして、1月7日の平成26年度朝食レシピコンテストですけれども、こちらについては、杉浦委員長、竹高委員のお2人をお願いいたします。続きまして、3、次回以降の教育委員会の予定でございますが、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、平成26年教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時20分